

京都府社会福祉協議会が担う
法人後見あり方検討会報告書

令和5年3月31日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

はじめに

社会福祉協議会は、判断能力が不十分となっても住み慣れた地域で本人らしさや尊厳を保ちつつ豊かに暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を推進してきました。平成 11 年 10 月の事業開始以来、令和 5 年度では、京都市を除く京都府内の実利用者は約 900 名、延べ利用者数は約 3,000 人と年々利用者が増加しています。本事業は、京都府民の地域生活の安心を支えるセーフティネットとして大きな役割を發揮してきました。

さて、日本社会は少子高齢化・人口減少が急速に進展し、家族や地域の人と人のつながりの希薄化が進み、孤立・孤独の問題が顕在化している状況にあります。このような中、府民の権利擁護ニーズに対し地域社会で支える仕組みの拡充・再構築が喫緊の課題となっています。このため、社会福祉協議会においては、地域福祉権利擁護事業の推進に加えて、成年後見制度を用いた支援（法人後見）体制の整備並びに、制度のすき間に陥っている多様な権利擁護ニーズに応える新しい支援メニューの開発など、総合的な権利擁護支援の仕組みの構築が求められています。

広域社会福祉協議会である京都府社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会との連携や社会福祉法人の協力を前提に法人後見を担う可能性を探るため、「京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会」を設置し、総合的な権利擁護支援の体制構築に向けた今後の方向性と取り組み課題について検討を重ね、この度、報告書として取りまとめました。

本会は、検討会での議論を踏まえ、厚生労働省「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組むこととしており、本検討会が示した指針の実現に向けてさらなる実践につなげてまいります。

最後になりましたが、検討会座長の小賀野晶一中央大学教授・千葉大学名誉教授を始め、学識経験者 2 名、福祉関係者 3 名、京都府行政関係者 3 名の検討委員の方々には、有益で示唆に富む貴重な御助言と執筆協力をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月 31 日 社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
会 長 小 畑 英 明

目 次

1. 検討会設置の目的、背景及び概要	1
(1) 検討会設置の目的	1
(2) 検討会設置の背景	1
(3) 検討方法	4
2. 検討会で得られた結論（概括・全体像）	8
(1) 目指す社会像	8
(2) 検討会の結論（考え方）	8
(3) 当面の具体的な取組み	9
3. あり方検討会の主要論点（分析と展開）	15
〔1〕社会福祉協議会（社会福祉法人）による権利擁護支援を通じた地域づくり（意義）	16
(1) 目的	16
(2) 意義と視点	17
(3) 他機関・団体、専門職等との協働と社会福祉法人への期待	19
〔2〕地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の総合的・一体的再編成	21
(1) 京都府内の地域福祉権利擁護事業の運用状況	21
(2) 地域福祉権利擁護事業の支援の範囲を超える場面	23
(3) 法人後見への移行	24
〔3〕京都府社会福祉協議会が担う法人後見推進の役割	27
〔A〕京都府社協が法人後見を実施するケース	29
(1) 想定される支援対象者	29
(2) 支援内容・方法（概観）	30
(3) 京都府社協の役割	31
(4) 町村社協（社会福祉法人）の役割、実施に関わる意義	31
(5) 京都府社協と町村社協（社会福祉法人）の業務分担	32
(6) 不正防止の仕組化	33

〔B〕市町村社協（社会福祉法人）が法人後見を実施するケース	35
(1) 京都府社協の役割	35
(2) 不正防止のチェック体制	35
〔4〕権利擁護支援の担い手育成	36
(1) 権利擁護支援の担い手を育成する意義	36
(2) 法人後見専門員、法人後見支援員（法人後見サポーター）の確保、養成	37
(3) 京都府内法人後見実施体制にかかるシンクタンク機能	38
〔5〕財源確保と後見報酬のあり方	39
(1) 低所得、資産を保有しない利用者への支援	39
(2) 持続可能な法人後見推進体制構築のために必要な財源確保	39
〔6〕社会福祉法人（福祉サービス提供機関）による法人後見推進と利益相反問題対応	40
(1) 社会福祉法人が権利擁護支援に関わる意義の理解促進	40
(2) 具体の検討の進め方及び利益相反問題対応	40
〔7〕権利擁護支援メニューの総合化	42
(1) 権利擁護支援の総合化	42
(2) 法人による任意後見契約	42
(3) 多様な権利擁護支援メニューの整備	43
4. 検討会コアメンバー委員コメント	44
5. 令和5年度の京都府社会福祉協議会の実施計画	51
(1) 京都府社協の実施体制	51
(2) 令和5年度 of 取組目標	51
6. 付録・資料	52

1. 検討会設置の目的、背景及び概要

(1) 検討会設置の目的

京都府社会福祉協議会は、令和4年度「京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会」を設置しました。

検討会による検討項目は、次の3項目です。

- 1) 京都府社会福祉協議会が担う法人後見実施のあり方
- 2) 法人後見実施市町村社会福祉協議会への京都府社会福祉協議会による法人後見監督支援体制の整備のあり方
- 3) 当事者本位・参加を軸とした地域福祉権利擁護ネットワークの今後強化すべき機能

(2) 検討会設置の背景

1) 地域共生社会の実現と権利擁護支援体制の構築

少子高齢社会や人口減少社会の進展、人々の生活の多様化や複雑化が進む今日、家族や地域の見守り機能が弱くなってきています。このようななか、障害や認知症などがある判断能力が不十分な人にとっても、地域生活を送るうえでの不自由や不安を抱え、孤独・孤立に陥りやすいなど生きづらい状況が強まっています。一人ひとりの自己決定権や多様性が尊重されるなかで自己実現を遂げることができ、誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら豊かに生き生きと暮らしていくことのできる地域共生社会の実現が求められています。

京都府社会福祉協議会（以下、「京都府社協」という）は、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という）と連携して、自己決定・意思決定を支える地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を推進し、人のつながりや居場所の確保などの地域支え合いの地域づくりに取り組んでいます。

京都府内における擁護支援ニーズはますます高まってきており、地域福祉権利擁護事業の利用希望者が増加していることに加えて、利用者の判断能力が一層低下した後の支援体制が課題となっています。また、本事業の支援メニューは、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理支援や通帳・印鑑、重要書類の預かり支援などに限られており、これらに属さない支援ニーズに対応できる仕組みが必要となっています。

従前では、判断能力が不十分な方を支える「成年後見制度」における後見人等は、主に親族関係者が担うのが通常でした。しかしながら、近時は身寄りのない人、親族等による支援が難しい環境にある人が増加するとともに、財産管理とともに身上保護（暮らし全般のサポ

ート)の支援を必要とする人が多くなっています。そこで、近年では、成年後見制度の担い手として急速に、親族以外の第三者、特に弁護士、司法書士、社会福祉士の成年後見関連専門職が多くを占めるようになっていきます。

一方、権利擁護支援ニーズの増大とともに、担い手の確保が課題となっています。京都府内における上記の成年後見関連専門職は、既に対応可能な人員の許容限界に達しつつあることに加えて、京都市内に多く偏在していることから京都府北部地域や南部地域において切実な問題となってきています。

この点、専門職が少ない地域においても権利擁護支援体制を実現する方法として法人後見の実施が期待されています。そして、社会福祉協議会のみならず一般社団法人やNPO法人などの非営利法人が法人後見事業の重要な担い手となりつつあります。しかし、特に町村部においては、ほとんどの地域で十分にカバーされておらず、当該自治体における財政基盤や人材確保などの面から単独で整備することが困難な状況となっています。

京都府民の誰もが、どの地域に暮らしていても必要なときに権利擁護支援を利用できるようにする仕組みづくりが大切です。その具体的な方法の1つとして、京都府社協が京都府広域による支援体制の構築に主体的に参加し役割を発揮するなかで、市町村社協や社会福祉法人が、本来持ち合わせている人的資源や地域連携ネットワークの力を活かしながら地域貢献としての「法人後見」支援に参画できるステージをつくることを検討する必要があります。

国は、地域における権利擁護支援の仕組みづくりについて、令和4年4月より、第二期成年後見制度利用促進基本計画を示しています。成年後見制度と地域福祉権利擁護事業との連携の推進、社会福祉協議会をはじめとする法人後見の推進、社会福祉協議会を含めた地域連携ネットワークの構築などを重要ポイントに掲げています。

また、多様化する権利擁護支援ニーズに対応する新たな支援の仕組みの開発、新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討など、総合的な権利擁護支援策の充実を図るものとされています。

このような体制を京都府内においてもどのように構築し、実現するのが課題となっています。

2) 京都府内の地域福祉権利擁護事業の実施と法人後見の取組み状況

京都府社協及び市町村社協は、地域福祉権利擁護事業を1999年(平成11年)より取り組んでおり、制度発足以来、利用者数はほぼ右肩上がりに増えています(令和4年度末時点;京都市内を除く京都府内実利用者数899名、延利用者数2,973名)。

特に、京都府内の丹後・中丹などの北部地域では、成年後見専門職の人数が少なく、後見人等の担い手の確保や調整が難しくなっています。そのことから、地域福祉権利擁護事業に

においても、成年後見制度の担い手不足をカバーして支援を引き受けている状況が見られ、実利用者数の対人口比は京都府平均の2倍前後と高くなっています。

そもそも、地域福祉権利擁護事業は不十分ながらも判断能力のある当事者との「契約」による支援を前提としています。しかし、これらの地域では、適切な支援策が決まるまでの間、契約締結のための判断能力に疑義がある場合であっても、当面の支援を開始することがあります。

しかしながら、福祉施設や福祉サービスの利用などの契約締結行為や本人が保有する資産、居住家屋の維持・管理、借金の整理や年金請求手続きなどの支援は、地域福祉権利擁護事業では法的な権限を持ち合わせておらず対応が難しくなっています。

そこで、問題解決の手段として、法人による成年後見の実施・体制の構築（法人後見）が期待されているところです。令和5年3月末時点で、京都府内では、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、長岡京市、南丹市の各社協が法人後見実施体制を講じており、さらに、令和5年度以降に、宮津市、京丹後市、木津川市の各社協がそれぞれ法人後見の実施に向けて準備に向けて取り組んでいるところです。

一方、法人後見は、利用者の後見報酬のみに基づいて独立して事業運営するためには、100名程度の利用者の支援実績が必要とされています。町村部においては、当面、1名～数名程度の利用者にとどまると想定した場合、各町村社協において単独で法人後見事業を立ち上げることは、必要な財源及び人材の確保両面から相当に厳しい状況にあると言わざるを得ません。

3) 京都府社協が担う法人後見のあり方検討

京都府社協は、市町村社協に対し本会自主財源を用いて「立ち上げ支援」の補助の仕組みを平成30年度より準備するなど、法人後見の実施体制の整備や実施を促進しています。今回、さらに一步推し進めて、「京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会」を設置し、京都府社協が法人後見を担うこととし、特に町村社協や社会福祉法人などと役割分担を行うことによる新しい法人後見の仕組みを構築し、京都府内全域に整備できないかを検討することとしました。

特に、京都府社協の場合、①支援を必要としている本人との間で、直接的な利益相反関係となることが限定的であること、②法人後見委員会（仮称）の設置や財産管理面、チェック・監督体制などガバナンスの構築に重点を置くことができること、③人材育成のための研修や会議など法人後見運営の支援に注力できること、④広域的に関係機関・団体（特に行政、中核機関、各種相談支援機関、成年後見専門職・団体等）と連携を深めることができることなどのメリットを活かすことができます。

また、市部の社協が実施している法人後見の運営支援も必要です。人材育成面やノウハウ提供における広域的なサポート体制による支援のほか、当該市社協が提供する福祉サービス事業と法人後見の実施において利益相反問題が生じる場合に、京都府社協が法人後見監督を担うことの可能性について検討を加えることとしました。

4) 新しい地域福祉権利擁護ネットワークの構築と多様な権利擁護支援の仕組化

今後の権利擁護支援ニーズが増加し、また多様化することが想定されます。第二期成年後見制度利用促進基本計画では、「優先して取り組む事項」として任意後見制度の利用促進が掲げられていることから、京都府社協による任意後見制度の実施の可能性が問題となり、実施に向けた検討が必要です。

また、従前の成年後見制度や地域福祉権利擁護事業ではカバーすることができない利用者のが必要とする権利擁護支援ニーズに基づいて、簡易な金銭管理支援、身寄りのない人への身元保証、居住支援、多様な意思決定支援方策の拡充など、関連領域における権利擁護ニーズ・課題の抽出と対応について検討を加えることとしました。

(3) 検討方法

検討会委員の全員及びオブザーバーで検討を行う「本会議」を開催しました。(令和4年9月5日から令和5年3月24日までに5回開催) また、本会議に先立って準備会を開催しました。(令和4年8月9日) 会議では、委員相互の自由な意見交換を大切にし、これを委員会の成果として吸収することに努めました。京都府の地域性を追求することに努めました。議事録を丁寧に整理し、委員会における議論の透明化を図りました。

並行して、本会議と本会議の間に小賀野座長、佐藤副座長、中野コアメンバー委員による「コアメンバー会議」を設け(5回)、前回本会議の議論の成果と次回本会議の議事の確認を行うとともに、コアメンバーと事務局の意思疎通を図りました。そして、次回議事に必要と思われる資料の収集に努め、本会議における議論の創造性を求め、活発化を図りました。

特に、本会議及びコアメンバー会議の開催期間中に事務局が関係機関・団体にヒアリングを実施し(12回)、その結果を報告し議論を深めました。

事務局は、プロジェクトチーム体制により福祉部長(坂田徹)を統括、福祉部生活支援課(堀池暢子嘱託)が担当し、同部生活支援課(浅見陽子副主査)、同部地域福祉・ボランティア振興課(岸祐太主査 ※12月まで)、総務部福祉経営推進課(渡邊一真課長)、同部総務課(北尾尚子主査)の6名が参加しました。(役職等は令和5年3月現在)

[検討会委員名簿・敬称略]

選出枠	委員氏名	所属	
学識経験者	小賀野 晶一	中央大学 法学部 教授	座長
	佐藤 千恵	京都府立大学 公共政策学部 教授	副座長
	中野 篤子	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 常任理事 公益社団法人 認知症の人と家族の会 理事 司法書士	コアメンバー 委員
福祉関係者	樋口 幸雄	京都知的障害者福祉施設協議会 会長 社会福祉法人ライフサポート協会 理事長	
	田辺 茂雄	与謝野町役場 福祉課 課長	
	津田 勝二	社会福祉法人京丹波町社会福祉協議会 事務局長	
京都府行政	岩田 晋一	健康福祉部 高齢者支援課 課長	
	杉本 圭哉	健康福祉部 地域福祉推進課 課長	
	大辻 忍	健康福祉部 障害者支援課 課長	

※役職等は令和5年3月現在

[オブザーバー・出席者名簿(敬称略)]

機関・団体名	出席者
厚生労働省	社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 川端 伸子 成年後見制度利用促進専門官 稲吉 江美 成年後見制度利用促進専門官
全国社会福祉協議会	水谷 詩帆 地域福祉部 副部長
京都家庭裁判所	田熊 枝里 後見センター 主任書記官 梶原 由起子 後見センター 主任書記官
京都弁護士会	舟木 浩 高齢者・障害者支援センター運営委員会 弁護士(つくし法律事務所)
京都社会福祉士会	堀 善昭 権利擁護成年後見事業部 部長 中野 友香 権利擁護成年後見事業部 副部長
京都府	石川 郁 健康福祉部 地域福祉推進課 主事 浅田 史 健康福祉部 障害者支援課 主事 今井 昭二 障害者・高齢者権利擁護支援センター 社会福祉士

※役職等は令和5年3月現在

実施日	会議の種類	主な内容・ヒアリング対象
令和4年		
6月30日	第1回コアメンバー会議	
7月29日	*第1回事務局ヒアリング	樋口委員（京都知的障害者福祉施設協議会）
8月9日	準備会 〔キャンパスプラザ京都〕	①京都府社会福祉協議会が担う法人後見等実施体制のイメージについて ②検討会の進め方
8月23日	*第2回事務局ヒアリング	津田委員（京丹波町社協）
8月24日	*第3回事務局ヒアリング	田辺委員（与謝野町役場）
8月31日	*第4回事務局ヒアリング	京丹波町地域福祉権利擁護事業利用者
9月5日	第1回本会議 〔京都府立京都学・歴彩館〕	○京都府社会福祉協議会が担う法人後見・権利擁護支援の方向性（全体イメージ）の検討
9月27日	*第5回事務局ヒアリング	綾部市社会福祉協議会（法人後見実施団体）
9月28日	*第6回事務局ヒアリング	京都市社会福祉協議会（法人後見実施団体）
9月29日	第2回コアメンバー会議	
10月24日	*第7回事務局ヒアリング	舞鶴市社会福祉協議会（法人後見実施団体）
10月25日	*第8回事務局ヒアリング	山城権利擁護支援ネットワーク（法人後見実施団体）
10月26日	*第9回事務局ヒアリング	福知山市社会福祉協議会（法人後見実施団体）
11月4日	第2回本会議 〔京都テルサ〕	①京都府社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業の実施状況 ②法人後見活動の実際 ③法人後見の仕組の考え方（素案）の検討 ④京都知的障害者福祉施設協議会の成年後見制度利用調査の実施状況（樋口委員報告）
11月25日	第3回コアメンバー会議	
12月13日	*第10回事務局ヒアリング	荻野修一氏（松寿苑総合施設長）
12月16日	*第11回事務局ヒアリング	樋口委員（京都知的障害者福祉施設協議会）
12月21日	*第12回事務局ヒアリング	大阪府社会福祉協議会（権利擁護推進室）
12月26日	第3回本会議 〔ハートピア京都〕	①法人後見の仕組の考え方（素案2版）の検討 ②社会福祉法人による法人後見・権利擁護支援 ③京都府内市町村社協の現時点での主要意見

令和5年		
1月12日	第4回コアメンバー会議	
1月30日	第4回本会議 〔京都テルサ〕	①検討会の議論を受けて （田辺委員、津田委員より報告・提起） ②権利擁護支援の総合化 （法人による任意後見、多様な支援策の検討）
3月13日	第5回コアメンバー会議	
3月24日	第5回（最終回）本会議 〔ハートピア京都〕	○最終報告書（骨子及びラフ案）の検討

2. 検討会で得られた結論（概括・全体像）

（1）目指す社会像

「権利擁護支援の総合化や多様な主体の参画を通して、尊厳をもって本人らしい暮らしを実現する地域共生社会」

〔解説〕

- ①当事者の尊厳・自己決定（意思決定）が大切にされ、誰もが安心して、生きがいや役割、活躍ができる豊かな暮らしを送ることができるよう、総合的な権利擁護支援体制の推進を通じた地域共生社会の実現が求められています。
- ②地域住民が権利擁護支援に関わる機会を増やすことを通して、当事者を同じ地域住民として気かけたり、理解者となることにより孤独・孤立の解消を支え、本人の居場所や出番などの当事者参加の場づくりなど住民主体の取り組みを進めます。

（2）検討会の結論（考え方）

地域福祉権利擁護事業の推進を基本とし、成年後見制度や多様な権利擁護支援方策等との連携を強化させ、京都府内全域において、市町村社協及び社会福祉法人、関係機関・団体等とともに法人後見の推進及び総合的な権利擁護支援体制の整備を図ります。

〔解説〕

- ①京都府社会福祉協議会（以下「京都府社協」という）は、町村部においては、町村社協と連携して本会が直接法人後見を担い、市部においては、当該市社協が担う法人後見実施体制の整備や運営を支援します。
- ②社会福祉法人の参画による法人後見実施に向けた連携・協力体制を構築します。
- ③法人後見実施体制の人材や財源、不正防止の仕組み化などの基盤整備に務めます。
- ④市町村行政、京都府、京都家庭裁判所、専門職団体、関係機関・諸団体等による「権利擁護支援ネットワーク」と緊密に連携・協働を図ります。
- ⑤地域福祉権利擁護事業と成年後見制度を一体化させる運用と、その他関連する支援メニューの開発・導入することにより、総合的な権利擁護支援体制の構築を図ります。

(3) 当面の具体的な取組み

①京都府社協・市町村社協の協働による法人後見の実施	(1) 京都府社協と市町村社協の協働による法人後見体制整備 町村部；京都府社協が法人後見を実施（町村社協連携） 市 部；未実施市社協の体制整備を支援 (2) 京都府内の市町村社協法人後見推進の後方支援
---------------------------	---

〔解説〕

(1) 京都府社協と市町村社協の協働による法人後見体制整備

京都府社協内部に法人後見委員会（仮称）を設置するとともに、担当部署及び専門職員の配置を行います。

町村部は、京都府社協が法人後見人を担うこととし、町村社協との業務・役割分担や巡回による訪問支援体制などを整備します。

これに対して、市部は、原則として各市社協が法人後見体制を整備し実施するものとします。

法人後見未実施社協に対し、京都府社協は法人後見体制を整備するための支援を行うほか、市社協単独による法人後見実施が困難な場合は、当面の間として、京都府社協との共同後見体制からスタートし、順次、単独受任に向けたリレー支援策などを検討します。

また、法人後見を実施する市町村社協が、同社協が提供する福祉サービスによる支援が必要となって利益相反が問題となる場合に備え、京都府社協が法人後見監督を担う体制を整備します。

(2) 京都府内の市町村社協法人後見推進の後方支援

京都府社協は、京都府内の市町村法人後見推進体制の後方支援を積極的に担うものとします。たとえば、法人後見実施社協同士による情報交換や京都府広域での法人後見支援担当者向けの研修・事例検討機会を確保します。

②社会福祉法人参画による連携・協力体制の促進	(1) 社会福祉法人の理解促進（地域公益） (2) 各種別協議会との法人後見活用事例の研究 (3) 社会福祉法人による法人後見事業への参加促進
------------------------	---

〔解説〕

(1) 社会福祉法人の理解促進（地域公益）

京都府社協は、権利擁護支援の担い手を広げるため、社会福祉法人の法人後見活動への参加促進を働きかけます。社会福祉法人による地域公益活動の観点から、京都府社会福祉法人経営者協議会をはじめ、各社会福祉施設・種別組織などへの説明や協力依頼を行います。

(2) 各種別協議会との法人後見活用事例の研究

京都知的障害者福祉施設協議会など各種別協議会と京都府社協による法人後見等活用事例の検討を深め、どのような支援ニーズがあるのか、また、施設・福祉サービス利用者に社会福祉法人が法人後見を実施する場合のあり方や仕組化を図ります。

(3) 社会福祉法人による法人後見事業への参加促進

社会福祉法人による法人後見事業への参加促進の方法として、下記のことについて検討を深めます。

- ①社会福祉法人自体による法人後見活動の実施
- ②社協等が実施する法人後見活動への社会福祉法人の協力
- ③地域福祉権利擁護事業への社会福祉法人の協力・参画の可能性の検討
- ④法人後見実施に伴う利益相反問題への対策

③法人後見実施体制の構築と人材育成	(1) 法人後見推進プラットフォームの設定 (法人後見実施団体による横断体制、広域連携など) (2) 専門人材の育成（事例検討、研修の実施） (3) 関係機関・専門職等との権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築 (4) 基盤の整備（財源の確保、不正防止の仕組化）
-------------------	---

〔解説〕

(1) 法人後見推進プラットフォームの設定

京都府社協は、京都府全域における法人後見推進プラットフォームの整備に貢献します。具体的には、法人後見事業実施団体による情報交換や運営上の課題等の共有や協議を行う場づくりなどの後方支援を実施します。

また、各法人が個別ケースにおいて利益相反などの問題が生じることが懸念される場合に、京都府社協による法人後見監督の実施体制を整備します。

(2) 専門人材の養成（事例検討、研修の実施）

法人後見実施団体に対して、京都府広域支援の観点から、①法人後見担当職員（専門員）の事例検討、養成研修の実施、②法人後見支援員（生活支援員、市民サポーター）の養成研修の実施などを図ります。

(3) 関係機関・専門職等との権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

関係機関・専門職等との連携支援ネットワーク構築を図ることや、日常的な支援の実施におけるスーパーバイズ体制の確立を目指します。

(4) 基盤の整備（財源の確保、不正防止の仕組化）

法人後見実施体制の基盤整備の観点から、必要な人員配置が可能となるよう相談支援体制の整備に向けた多様な財源（自治体等の公費負担のほか、後見報酬及び成年後見制度利用支援事業、社会福祉法人の地域公益活動、クラウドファンディング・休眠預金活用の研究、寄付）の確保を図ります。

また、制度の信頼確保のため、不正防止の仕組化が不可欠であり、法人後見実施団体の内部けん制体制の確立と、家庭裁判所とは別の外部機関によるチェック体制の確立を図ります。

④総合的な権利擁護支援体制の推進	(1) 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の一体的運用 (2) 多様な意思決定支援の方法の拡充 ・任意後見制度の活用（法人契約、見守り支援） ・ライフデザインノートの充実 ・死後事務委任契約の整備など (3) 居住支援 ・身寄りのない人の住替え支援、身元保証、見守り体制 (4) 簡易な金銭管理支援の仕組の導入
------------------	--

〔解説〕

(1) 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の一体的運用

法人後見制度の活用を視野においた両制度の強みとメリットを明確にするとともに、現在、国において検討が行われている成年後見法制の改正動向を踏まえて、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の一体的運用や総合化を図ります。

(2) 多様な意思決定支援の方法の拡充

権利擁護支援ニーズにきめ細かく対応するため、意思決定支援の方法はより選択肢の広がる多様なものとする必要があります。たとえば、任意後見制度の利用促進体制を整備することや（法人による任意後見契約の締結を含む）、ライフデザインノートなど本人の望む暮らしや意思決定を支援する手立てを強化することなどがあります。

また、身寄りのない人への死後事務の委任契約を締結することにより生前の意思が反映させられるよう、各市町村社協において支援のための準備をしておくことが必要です。

(3) 居住支援

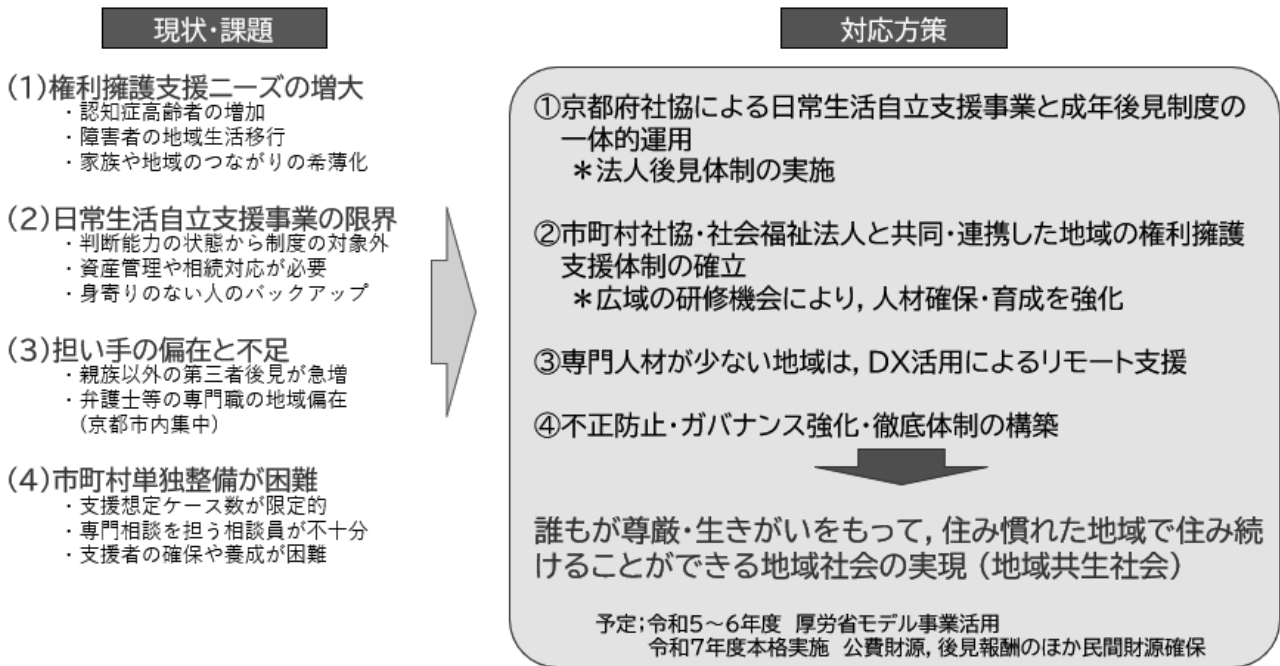
少子・高齢社会の進展とともに、身近で頼ることができる親族がいない方が増えてきています。このような身寄りのない人の場合、住み替えが必要となったとき、介護サービス施設の利用や病院への入院等が必要となるときに、身元保証人を立てることが難しい場合があります。身寄りのない人への居住支援や見守りの体制の構築が求められています。

(4) 簡易な金銭管理支援の仕組の導入

判断能力が不十分となっていないが、預金の引き出しや金銭・財産の管理に不安を感じ、相談や支援を希望する人に対し、既存の制度によらない住民同士の支え合いの仕組みとして、住民サポーターの養成など、簡易な金銭管理支援の仕組の開発・導入が求められています。

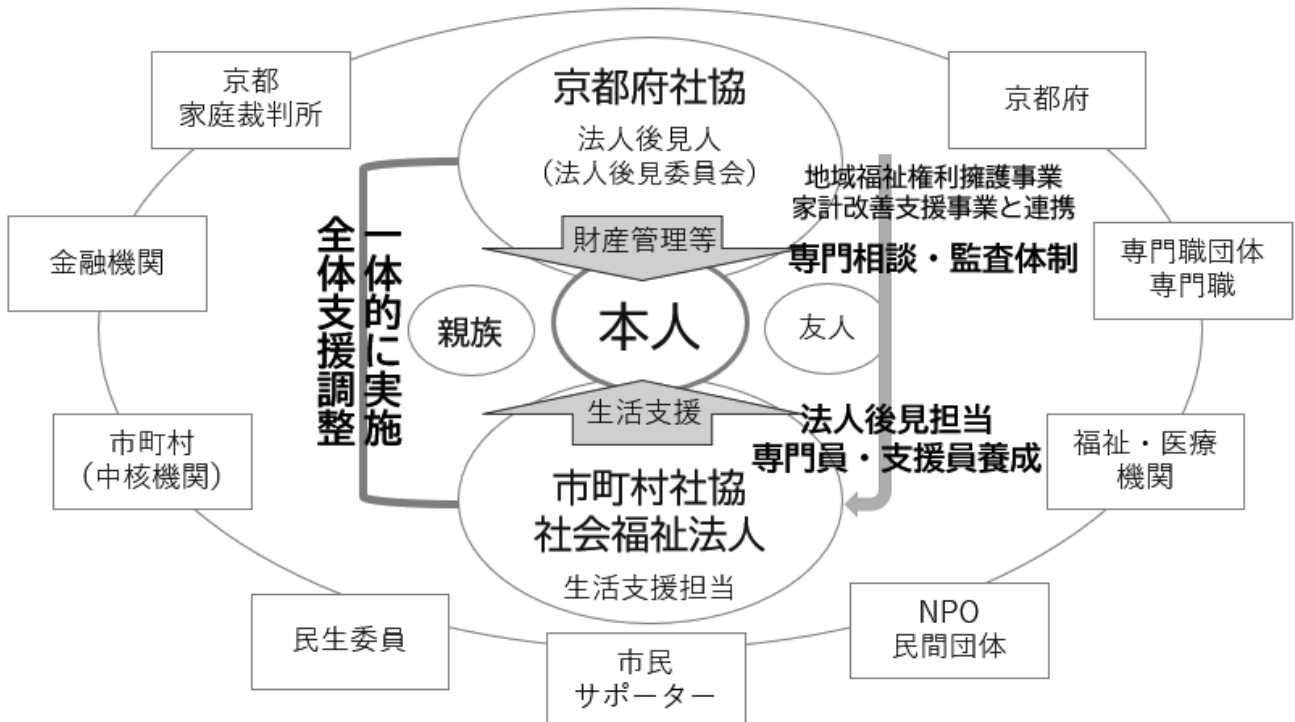
〔参考図表1〕

総合的な権利擁護支援体制の推進



〔参考図表2〕

京都市社協が実施する法人後見（イメージ）



地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の一体的運用の検討事例

〔事例①〕

長期間にわたり地域福祉権利擁護事業を利用して、住み慣れた地域における生活を望む方への関わり

契約者について (※情報は一部変更)

- (主) は、統合失調症の次女と同居の生活保護世帯。(収入：年金7万3千円/生活保護費3万9千円+介護扶助・住宅扶助)
- (主) は、土木関係の会社を営んでいた時の運転資金の借入の未払いや保証人となった借金が高額となり、役場への相談をきっかけに地域福祉権利擁護事業へつながった。
- (主) は、高齢による判断能力の低下もあり、日常的な金銭管理や手続きに不安があった。同居家族も障害や高齢のため、負担をかかえて生活をやりくりしていくことが難しい状況であった。
- 同居する次女が、仕事をしながら介護や家事をすべて抱えている状況であり、(主) は、同居の次女に負担をかけたくないという思いを持っており、地域福祉権利擁護事業の利用を希望。契約に至った。

権利擁護事業契約後の生活

- ・本事業契約後は、負債の整理のため、法テラスへ相談し、自己破産した。
- ・自己破産後の日常的なやりくりや福祉サービスの利用を地域福祉権利擁護で支援し、生活も安定した。
- ・障子で生活している長女は、当初はかかわることを拒否していたが、(主) の妻の死亡をきっかけに、週3回程度は介護のため会いに来るなど(主) 世帯の生活を支えている。
- ・契約後、5年がたち、(主) の認知症は段々と進行してきており、入院して以降、判断能力がかなり低下してきているため、本事業での支援も難しくなっている。地域福祉権利擁護事業の支援 月2回/2時間

現在の課題・今後の対応

- ・判断能力の低下により、地域福祉権利擁護事業で支援することが難しくなっている。
- ・長年生活してきた家での生活を望む(主) の思いに沿い、これまでの関係性を保ちながら支援を継続していくことが大切。
- ・妻の相続について、家族の理解や協力が得ることが難しくできていない状況がある。
- ・本人のこれまでの暮らし、地域との関係性を大切にしながら地域福祉権利擁護事業では対応できない支援への対応が必要。

本人の思いをふまえた暮らし

法人後見人(京都市社会福祉協議会)

- 支援計画の策定
- 財産管理、書類作成等
- 亡き妻の相続に関する調整(遺産分割)
- 契約の代理行為、同意権行使
- 施設入所にかかる利用契約支援等
- 連絡調整

法人後見専門員
(市町村社会福祉協議会)

- 日常的な金銭管理支援(保管物等)
- 日常生活の見守り支援
- 福祉サービス(地元社協が提供)
- デイサービス(週/週)
- ホームヘルプサービス(週/週)

法人後見支援員(生活支援員)

- 定期的な訪問
- 家族
- 長女・次女
- 近隣住民(見守り)
- 市町村
- ケース会議・支援調整(生活保護・高齢者支援・障害者支援部署)

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の一体的運用の検討の論点

- ① 本人の生活軸にした制度の運用
- ② 市町村と府域レベルでの法人後見を通じた役割分担⇒これまでの慣れ親しんだ関係者による支援の継続(市社協による法人後見支援員) 体調の急変など緊急時の対応への関係機関の相互理解、役割分担が必要。
- ③ 福祉サービス提供事業者が少ない地域において、府社協が法人後見を行うことで、社協のサービスを継続して提供できる。
- ④ 人材の確保・養成⇒地域福祉権利擁護事業の担当者が法人後見支援員を経験することにより、市町村社協の担当者の専門性や知見を高め人材養成をすすめる。

〔事例②〕

年齢の若い方で障害特性上、関係性を築くのが難しく、また日常的に頻繁なかかわりが必要な方

契約者について (※情報は一部変更)

- (主) は、知的障害(療育B)、作業所に通う単身世帯。
- (主) は計画的にお金を使うことができません。これまで兄の妻が金銭管理をしてきた。しかし、兄夫婦の離婚により、日常の金銭管理等が難しくなっている。(兄は他県にて服役中)
- 就労継続支援事業A型への就労を期に(主) の自立した生活を支えるために本事業の契約に至る。

権利擁護事業契約後の生活

- ・契約後、あらたな職場(就労継続A型)に就職し、順調に通っている。
- ・一度にお金を渡すってしまうため、支援日に引き下ろしたお金を社協が預り、(主) へ小分けにして渡すことで生活は安定している。
- ・契約後、10年たち、社協との関係もできおり、週3日程度は、朝の出動前に社協へあいさつに専るのが日課となっている。
- ・生活支援員は3度変わったが、関係も良好である。
- ・地域福祉権利擁護事業の支援 月1回/1時間(他、週3回社協へ来所で現金渡し)

現在の課題・今後の対応

- ・生活は安定しているが、計画的にお金を使うことが難しく、こまめに対応が必要である。
- ・また、オンラインでの購入など高額の契約がたびたびあり、地域福祉権利擁護事業では対応が難しい。
- ・転居の希望もある。

本人の思いをふまえた暮らし

法人後見人(京都市社会福祉協議会)

- 支援計画の策定
- 高額契約の同意見、取消権

法人後見専門員
(市町村社会福祉協議会)

- 日常的な金銭管理支援(保管物等)
- 日常生活の見守り支援

法人後見支援員
(生活支援員)

- 定期的な訪問

福祉サービス
作業所
相談支援事業所(社協)

○ これからしてみたいこと・希望
引越したい。
温泉に行きたい。
自由にお金が使えたら...

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の一体的運用の検討の論点

- ① 府社協による法人後見の可能性⇒成年後見制度の利用の場合は、原則として契約終了となる。地域福祉権利擁護事業と府社協法人後見の一体的運用により、これまでつづられてきた関係を維持しながら、必要な支援を受けることができる。
- ② 人材の確保・養成⇒地域福祉権利擁護事業の取り組みを通じて、地域住民が地域に住むさまざまな課題を抱えた人の暮らしにふれることで住民同士の理解を広げるとともに、生活支援員等活動に参画する住民を増やしていく。
- ③ 本人の暮らしを豊かにする活動、居場所づくり

3. あり方検討会の主要論点（分析と展開）

本章は、本検討会において検討を深めたなかで重要なものについて、論点毎に整理・分析を行ったうえで、具体的な取組みとして今後展開すべきことについて明らかにします。

なお、これらの論点（分析と展開）はそれぞれ、検討が深く進んでいるところと、そうでないところがあり、試案を含む未整理の内容のままとなっているところがありますが、あえて検討の到達状況を示すこととします。これらのテーマは、今後の実践を通して修正し、拡大させていくなかでさらに検証するものとするので、本章の内容は今後修正される余地があります。

また、「未成年後見」に関しては、検討会のなかで十分に検討を行うことができなかつたため、令和5年度以降の取組みのなかで取扱う検討課題とします。

主要論点は、下記の7点です。

1. 社会福祉協議会（社会福祉法人）による権利擁護支援を通じた地域づくり（意義）
2. 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の総合的・一体的再編成
3. 京都府社協が担う法人後見推進の役割
 - 〔A〕 京都府社協が法人後見を受任するケース
 - 〔B〕 市町村社協（社会福祉法人）が法人後見を実施するケース
4. 権利擁護支援の担い手育成
5. 財源確保と後見報酬のあり方
6. 社会福祉法人（福祉サービス提供機関）による法人後見推進と利益相反問題対応
7. 権利擁護支援メニューの総合化

〔1〕社会福祉協議会（社会福祉法人）による権利擁護支援を通じた地域づくり（意義）

〔論点〕

（1）目的

- 1）地域共生社会の実現と権利擁護支援を通じた地域づくり
- 2）総合的な権利擁護支援の仕組化
- 3）担い手問題と社協（社会福祉法人）の参画

（2）意義と視点

- 1）地域福祉権利擁護事業を通じた意思決定支援の実践
- 2）社協（社会福祉法人）による権利擁護支援・法人後見実施のメリット
- 3）住民主体による地域福祉推進としての権利擁護支援

（3）多機関・団体、専門職等との協働と社会福祉法人への期待

（1）目的

1）地域共生社会の実現と権利擁護支援を通じた地域づくり

ノーマライゼーション、地域福祉の充実（地域共生社会の実現）に向けて、社協（社会福祉法人）による「権利擁護支援を通じた地域づくり」が求められます。

「権利擁護支援を通じた地域づくり」は、専門的な相談支援体制や仕組みの充実を図ることはもちろんですが、何よりも重要なのは、自分らしい生き方、自己決定及び意思決定が尊重され、自己実現を遂げることができる豊かな地域社会であること、そして、幅広い地域住民の方々の協力、権利擁護支援活動への参加を通して、権利擁護に共通理解が広がる地域共生社会を実現することにあると考えられます。

ポイントは、以下の通りです。

- （1）人の尊厳が大切にされ、自己決定の尊重及び適切な意思決定支援の仕組み化
- （2）当事者の社会参加の重視（日常生活自立のみならず社会生活自立）
- （3）当事者自身の権利擁護支援の仕組づくりへの参加保障
- （4）住民主体による権利擁護支援への理解と参加によるまちづくり

2）総合的な権利擁護支援の仕組化

社会福祉協議会は、地域福祉権利擁護事業による支援内容を充実、発展させるとともに、成年後見制度やその他の支援・施策を活かしながら、本人の権利擁護ニーズに基づいて、新しい支援メニューを開発するなど、より実効的かつ総合的なものにしていく必要があります。

たとえば、現在もすでに地域福祉権利擁護事業の実践において、成年後見制度移行支援や両制度の併用による支援を多数行っている状況に表れています。また、市町村社協において、地域福祉権利擁護事業制度の範囲を超えて、成年後見制度利用の申立てに向けた連絡調整、医師の検査や家庭裁判所の面談などの付き添い支援などが行われています。

京都府内においても、成年後見制度利用促進基本計画に基づき市町村を中心とする権利擁護支援体制の構築・整備が進められています。社協（社会福祉法人）は、各市町村が設置する中核機関との連携により総合的に権利擁護支援を展開することが求められています。

なお、このような総合的な権利擁護支援を展開するためには、人材及び財源の確保を含む運用体制を充実させる必要があります。

3) 担い手問題と社協（社会福祉法人）の参画

一方、京都府の特徴として、成年後見制度を支える弁護士、司法書士、社会福祉士など専門職の地域的な偏在が著しく、地域における担い手の確保や養成のあり方が問題となっています。京都府内どの地域に暮らしていても、誰もが安心して必要な権利擁護支援を利用できる環境づくりが不可欠となっています。

そこで、権利擁護支援の地域づくりに向けて、下記の通り、社協（社会福祉法人）が積極的に役割を担うなど参画することが期待されています。

(1) すべての地域で人の尊厳が保たれ、権利擁護支援を利用できる基盤の整備

①府内すべての地域において、法人後見を推進する体制づくり

②京都府社協による市町村社協（社会福祉法人）の後方支援、広域支援体制づくり

(2) 公的責任による体制整備と、多様な主体、関係機関の協力による権利擁護支援体制

①権利擁護に関する専門相談支援体制づくり

②当事者のニーズをキャッチし、必要な支援につなぐ仕組み

③地域にある社会資源（制度、財源、組織、人、施設等）がつながる仕組み

(2) 意義と視点

1) 地域福祉権利擁護事業を通じた意思決定支援の実践

地域福祉権利擁護事業は、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援を希望する判断能力が不十分な方と社協の間で「契約」を取り交わすことによって、支援活動を進める仕組みです。平成12年（2000年）4月の介護保険制度の施行、平成15年（2003年）4月から障害分野における福祉サービスの利用が措置から契約に移行されることに伴い、社会福祉法上

創設されました。

権利擁護支援は人の尊厳を尊重し、その人らしさに寄り添うなど自己決定（意思決定）を支える活動です。そして、地域福祉権利擁護事業は、本人に代わって支援を行う代理・代行ではなく、本人の依頼や希望に基づいて支援を行う自己決定（意思決定）支援に本質があります。社協は、成年後見制度利用促進や法人後見活動を推進する場合も、この自己決定（意思決定）支援のノウハウを最大限活かすとともに、専門職員（専門員）や地域住民サポーター（生活支援員）の参加、協力を得て取り組むことが期待されています。

なお、令和4年度以降、障害者権利条約の国連障害者権利委員会による総括所見・改善勧告と相まって、成年後見法制の改正が政府において検討されています。たとえば、成年後見人による支援を一時的な利用（スポット利用）ができるようにすることや、代理権や取消権を必要最小限度に限って行使できるようにすることが検討されるなど、本人の意思を最大限尊重する方向による改正が模索されています。

この民法改正の流れからは、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の相互性や一体性が強まり、柔軟な制度間移行が求められることが予測されます。そこで、今後においても地域福祉権利擁護事業による実践と考え方を基本として、従前の支援実績を基礎に、総合的な権利擁護支援体制の構築や再編、運用の見直しを行う必要があります。

2) 社協（社会福祉法人）による権利擁護支援・法人後見実施のメリット

社協（社会福祉法人）が「法人後見」を担う場合に、特に重視すべきケースは、次のような場合だと考えられます。

- (1) 生活課題が複雑で対応が難しいケース対応
- (2) 若年層の方への支援など、長期的な支援が必要となるケース対応

法人後見のメリットは、組織としての法人が担うことから、支援担当者の交代が可能で、支援の継続性が高まることにあります。社協（社会福祉法人）内に設置する部門や専門性を有する複数職員の配置によって、組織内の役割分担が可能であり、組織外である当事者及び家族、行政、家庭裁判所、専門職、関係機関・団体、地域住民等との地域連携も進めやすくなります。

近時、身寄りのない方や複合的な生活課題を抱えている方、孤独や孤立の状況にある方など「生きづらさ」を抱える人や、障害のある人で長期的な支援が必要な方、世帯全体への支援が必要な場合など、より緻密で丁寧なサポートが必要な場面が増えています。後見人等が単独で支援することが難しい方の場合であっても、法人としての組織力によって、本人が希

望する地域生活を支えることができる受け皿づくりが期待されています。

3) 住民主体による地域福祉推進としての権利擁護支援

一方、人の生きづらさや孤独・孤立の問題は、判断能力が不十分である部分のみを焦点かして、手当てすれば問題が直ちに解決されるというものではありません。地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の充実、体制整備のみでは、真に当事者の豊かな暮らしを実現することは難しいといえます。

自己肯定感の喪失や社会関係からの疎外などが生きづらさの背景にあります。本人が地域や社会における居場所、活躍できる場、働く機会や何らかの組織や仲間の一員であるという所属感を実感できることなどの役割や出番など、その人が主体的にいきいきと地域社会に参加できる場が必要となってきました。

そこで、人のつながりが希薄になりがちな現代社会の状況においては、当事者やその家族だけでなく、すべての住民が権利擁護を自分たちの問題として理解が広がることが大切です。権利擁護支援に住民自らが関わる機会を広げることによって、問題への理解が深まり誰もが安心して暮らすことができる地域・まちに近づくことができると言えます。社協は本来の役割である「住民参加の福祉のまちづくり」と「権利擁護」を融合させていくことによって地域福祉推進の内容を充実させることが大変重要であると考えられます。

(3) 他機関・団体、専門職等との協働と社会福祉法人への期待

社協（社会福祉法人）が担う法人後見の推進は、本人の地域生活を支える視点から、多機関・団体と協力や協働をすすめることが欠かせません。

この点は、京都府社協による法人後見受任の調整の場合も、当該市町村社協と京都府社協の間の合意のみではなく、中核機関や関係支援機関の協力を得ることが不可欠です。

本人の望む暮らしや希望を真ん中にして、家庭裁判所との連携はもちろんのこと、行政（中核機関）、専門職、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等の相談支援機関、民生児童委員、社会福祉法人、金融機関、居住支援関係団体等との連携など、地域全体による見守りネットワーク（発見→相談・制度へのつなぎ→支援の開始を一連のものとして展開する）による支援を行うことが不可欠です。

京都府社協は、府域全体における当事者組織、京都府、京都家庭裁判所、専門職団体など関係機関との権利擁護支援に関する連携体制の構築に積極的に参加することによって、市町村社協（社会福祉法人）が実施する法人後見活動と当該市町村の地域連携ネットワークを後方支援する仕組みづくりが求められています。

なお、権利擁護支援ニーズが増大することが予測されるなか、法人後見実施体制の整備に向けて、社会福祉法人の参画が期待されます。社会福祉法人京都府経営者協議会や京都府社会福祉施設協議会、各種別組織と京都府社協が協働で取り組むことや、京都府内の参画する社会福祉法人による「地域福祉創生事業（わかプロジェクト）」の具体的な取組みメニューの1つとして位置付けて具体的に実践される体制づくりが期待されます。

〔2〕地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の総合的・一体的再編成

〔論点〕

- (1) 京都府内の地域福祉権利擁護事業の運用状況
 - 1) 利用者数の増加
 - 2) 京都府内圏域別の利用状況
 - 3) 利用者の特性
 - 4) 契約終了や実際の支援事例からみえる法人後見支援の必要性
- (2) 地域福祉権利擁護事業の支援の範囲を超える場面
- (3) 法人後見への移行
 - 1) 法人後見推進の多層的支援体制
 - 2) 本人意思の尊重と法人後見による支援のあり方
 - 3) 法人後見移行と地域福祉権利擁護事業及び専門職後見併用支援との異同

(1) 京都府内の地域福祉権利擁護事業の運用状況

1) 利用者数の増加

京都府内の地域福祉権利擁護事業の実利用者総数は、10年間（平成24（2012）年3月末→令和4（2022）年3月末）で概ね倍増しており（492名→907名）、権利擁護支援ニーズが大きく増加していることが明らかです。

同様に、制度・事業についての一般的な問い合わせは、10年間で約3倍（374件→1,085件）、相談・連絡調整活動は約1.4倍（72,754件→102,856件）となっています。

令和3年度1年間の相談・連絡調整活動102,856件は、利用者1人あたり平均相談支援回数は月平均10回で、障害のある方への支援は多くなる傾向にあり、市町村社協の専門員や生活支援員によりきめ細かく対応していただいています。

新規契約者数は直近5カ年では200人前後で推移していましたが、令和4年度は減少の傾向がみられます。一方、解約・終了者数は10年前の2倍となっていて、契約終了者が増加している状況です。このうち3割前後が成年後見制度による支援移行ケースとして契約終了に至っています。

2) 京都府内圏域別の利用状況

京都府の圏域（丹後、中丹、南丹、乙訓、山城北中、山城南の6ブロック）別では、実利用者数では令和4年3月末現在で中丹圏域が241人、山城北中圏域が195人、丹後圏域が169人の順となっています。これを人口10万人比での利用者数を比較したところ、一番利用率の高い丹後圏域は192.1人、一番利用率の少ない山城北中圏域では45.6人となってい

て、4倍以上の開きとなっています。南丹圏域以北の京都府北部地域に高い傾向が見られています。ただし、最近では山城圏域の利用の伸びが大きくなってきていて、都市部でも地域福祉権利擁護事業へのニーズ・依頼が高まってきていることが分かります。

3) 利用者の特性

実利用者のうち、認知症の方が全体の約3分の1、障害のある方は過半数を占めています。複合的な課題を抱える方など「その他世帯」の割合が14%となっており、年々利用割合が高くなっています。障害のある方のうち、精神障害のある方の支援回数が比較的頻回である状況となっています。

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の併用支援ケースでは、乙訓ブロック及び山城北中ブロックにおける利用者が成年後見制度を利用する場合、弁護士や司法書士が選任されているケースが多くなっていますが、北部地域では社会福祉士や行政書士などとの併用の割合が多くなっており、専門職の専門分野別の地域偏在が影響しています。

実際の支援例では、比較的支援回数の多い月4回の支援では、ほぼ毎週、利用者宅を訪問し支援を行うこととなります。精神障害のある方の場合、精神的な安心感を得られて生活の安定につながりやすくなります。

一方、月1回程度の支援を希望される方の場合は、たとえば認知症高齢者の方で定期的な見守り訪問の意味合いの場合が含まれる場合があります。また、知的障害の方で1か月の生活サイクルが決まっていると生活ができる方、グループホームに住んでいて他の支援者のサポートがある方、仕事をしている方で相談や助言があればやりくりできる方の場合、家計相談の意味合いがあるなど多様な権利擁護支援ニーズに応えています。

4) 契約終了や実際の支援事例からみえる法人後見支援の必要性

解約・終了ケースの原因・理由のうち、死亡や転居、解約希望などが多数を占めますが、他の原因・理由として、高額な資産保有により管理を要する方（たとえば、突然、相続により一定の資産を保有することになった方など）、負債の整理などに迫られ法的対応が必要な方、施設入所や入院が必要となる見込みだが親族の支援が受けられない方、判断能力の低下で支援の継続が難しくなった方の場合などがあります。このように、地域福祉権利擁護事業による対応に限界が生じて契約終了に至っていることがあり、そのフォローを行う法人後見体制の整備の必要性が生じています。

京都府社協が令和元年度に専門員に対して行ったアンケート結果によると、次のような課題を抱えるケースが生じています。

たとえば、支払い意思の確認ができないまま支払いの対応をしているケースがあり、カン

ファレンス等で意思の確認をすることに努めているが、代理権がない中での対応で無理が生じている例が報告されています。また、地域福祉権利擁護事業の契約上の支援範囲を超えて、通院の付き添いや家庭裁判所への後見申立の準備支援を行わざるを得ない場合も生じています。他の支援者が見つからないなど、市町村社協がやむを得ず利用者の地域生活を総合的に支援している場合があります。

さらに近時、スマートフォン決済等のキャッシュレス化の課題があります。本来、キャッシュレス対応の場合も、本人に理解を求め合意形成を図りながら粘り強く働きかけていくことが地域福祉権利擁護事業の強みであるとも言えます。しかし、本人の生存が脅かされる程度の生活破綻が危惧されるとき、地域福祉権利擁護事業は支援者である社協に代理権や取消権が無い場合、社協が最終手段としてこれらの法的権限を行使して本人の生活を回復することはできません。

そこで、法人後見による必要最小限度の法的権限が追加されることで、本人の安心した生活をサポートできるものと考えられます。

本人の生活課題が複合的な場合、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の双方を用いて支援することにより、後見人等である専門職や親族の方と都度、役割分担や支援の範囲を確認しながら進めていくことが必要です。

一方、法人後見を社協が取組む場合、支援者を変更することなく、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度を一体的かつ連続的に支援できます。そして、市町村が設置する中核機関や多機関・専門職等と連携を図るとともに、地域や住民の協力や参加を得ながら、総合的な視点で本人の地域生活を支える地域福祉推進の具体的な実践につなげることができます。

（２）地域福祉権利擁護事業の支援の範囲を超える場面

地域福祉権利擁護事業の運用にあたっては、①「制度上」の限界、②「運用上」の限界、③預かり物の取扱いの限界、④待機者が生じている問題（時間がかかる、体制が整わないなど）などが指摘されているところです。

④を除いて、①～③は地域福祉権利擁護事業に内在する課題と言えますが、法人後見の実施と組み合わせることにより一定の問題の解決が期待できます。

特に①の「制度上の限界」では、地域福祉権利擁護事業の可能な支援内容が、「福祉サービスの利用援助」、「日常的な金銭管理支援」、「日常的な金銭管理に伴う通帳や印鑑の預かり」、「その他書類の預かり」に限定されています。このため、これらに属さない支援希望には十分に応えられない状況となっています。

具体的には、債務整理支援や各種滞納整理のあっせんなどが必要である場合や、高額な資産を取り扱う場合、施設利用等に伴い新たに重要な契約締結を行う必要が生じた場合、契約を取り交わすのに保証人や緊急連絡先等が必要な場合などです。

また、独力での金銭管理が難しく、食料の購入や家賃、水光熱費の支払いに支障を来すなど生命や身体が脅かされる問題を抱える方がいます。近年ではオンラインショッピングやネットゲームの普及などからオンライン化やキャッシュレス化による高額課金により年金支給日に多額の引き落としが行われて生活が立ち行かなくなるケースも少なくありません。

これらの場合、地域福祉権利擁護事業による支援方策では十分に効果を発揮できず、法人後見の実施により適切な法的権限の伴う「代理権、取消権」の行使が必要とされる場面が生じています。

一方、身寄りのない人への支援では、その人の「死後」の葬儀や残されたさまざまな事務処理を誰が担うのかなどが課題となります。この場合は現行の成年後見制度を利用した場合であっても十分に対応できないことがあります。

また、明らかな判断能力の低下は認められないものの、日常生活上の生活困難を抱えている場合や近い将来抱えることが予測される場合があります。判断能力が低下する前に予め、本人の希望や意思を確認することや簡易な支援を行う仕組みを整備しておくことで、後日、心身の状態が悪化した場合でも、本人の意思に基づく支援につなげることができると考えられます。

社協（社会福祉法人）が法人後見体制を整備しておくこと、また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度に限らず、総合的で多様な権利擁護ニーズに対応できる支援方策を講じておくことが大切です。

（３）法人後見への移行

１）法人後見推進の多層的支援体制

地域福祉権利擁護事業の実施主体は京都府社協ですが、具体の実施は、市町村社協が事業を受託し、京都府社協と市町村社協の連携と役割分担により進めています。日常的な生活支援は市町村社協が担い、京都府社協は後方支援として、制度実施体制の整備や契約締結審査会による専門的な審査・助言、専門員や生活支援員の育成などを行うこととしています。

法人後見の推進体制を図る場合も、京都府社協と市町村社協との連携と役割分担の考え方を並行的に理解することができると考えられます。このことは、第二期成年後見制度利用促進基本計画にある「多層的支援体制」の構築につながります。

2) 本人意思の尊重と法人後見による支援のあり方

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の併用による支援ケースでは、たしかに、地域福祉権利擁護事業の支援により専門職不足を補っている側面もありますが、本人と新たに選任された後見人との信頼関係ができるまで地域福祉権利擁護事業による支援を併用させることでスムーズな引継が可能となる場合や、そもそも後見人単独ではなくチーム支援の必要性から積極的に併用支援が行われている場合もあります。

併用支援の例から分かるように、地域福祉権利擁護事業の利用者が、成年後見制度の利用を必要としつつ、そのまま社協に継続支援を希望している場合は、そのような体制を講じることが利用者の安心と豊かな暮らしの実現にとって自然な流れです。そうだとすると、本人との信頼関係を保ちながら法人後見を市町村社協が取り組む必要性はとても高いと考えられます。

法人後見の実施は、本人の意思を最大限尊重する運用を図る必要があります。成年後見制度では代理権に基づく支援が可能となりますが、その場合でも本人の意思及び選好、価値観に基づく意思決定支援が大切であり、代理権や取消権は、法人後見を実施する場合でも可能な限りこれらの権限を行使することなく（補充性）、本人の意思に基づくことを原則とすることが求められると言えます。

具体的には、地域福祉権利擁護事業と同様に支援の都度、本人意思の確認を行う「依頼に基づく支援」を基本とすることが大切です。したがって、また、後見相当の場合を除いて、モニタリング時などに、本人の状況に応じて代理権等の権限の範囲を随時きめ細かく見直すことが必要です。

意思確認が著しく困難である方への支援の場合は、法人後見人である京都府社協や支援担当者（担当市町村社協（社会福祉法人））のみに基づいて判断をすることのないようにする視点が大切です。上述のとおり、これまでの支援経過や記録等を基礎資料として、親族、地域関係者など本人をよく知る者、中核機関、専門職、福祉サービスを提供する関係機関、当事者団体等の協力を求めて、本人の意思の推定に努めて支援を行うことが大切です。

3) 法人後見移行と地域福祉権利擁護事業及び専門職後見併用支援との異同

なお、法人後見支援への移行が適切なのか、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の併用支援を行うことが適切かは個別の判断となります。それぞれの選択基準は現時点では必ずしも明確になっていません。市町村に設置されている成年後見センター等の中核機関での支援調整や総合的な判断に基づくほか、事例等の検討により具体的にあり方についての研究と実践を深める必要があります。

〔参考図表3〕

京都府内の法人後見実施状況と京都府社協による法人後見推進

法人後見整備状況	市町村社協名
〔1〕整備済	京都市, 福知山市, 舞鶴市, 綾部市, 長岡京市, 南丹市 ※準備中 木津川市 (R5.4.1～)
〔2〕単独実施の整備に向けて検討中	宮津市, 京丹後市
〔3〕検討が進んでいない市部	宇治市, 亀岡市, 城陽市, 向日市, 八幡市, 京田辺市
〔4〕町村部 (全て未実施)	大山崎町, 久御山町, 井手町, 宇治田原町, 笠置町, 精華町 南山城村, 京丹波町, 伊根町, 与謝野町

※〔4 (町村部)〕 本会が法人後見を実施, 町村社協 (社会福祉法人) は生活支援担当

〔1 (市部)〕 本会は情報交換の場づくり, 担当職員研修などを実施

〔2, 3 (市部)〕 市社協による法人後見実施に向けた支援を実施 (当面は「共同後見」方式)

〔参考図表4〕

法人後見支援事例 (地域福祉権利擁護事業利用者移行ケース)

	生活状況	法人後見支援に移行した経過
ケース1	<ul style="list-style-type: none"> ○本人は, 要介護1の認知症 (80代女性), 長男 (60代) と同居 ○同居する長男が本人の金銭を使い込んだ (金銭虐待) ○親族が代わって, 金銭管理を行っていたが負担が大きく継続困難 ○地域福祉権利擁護事業を利用 (令和元年9月～) ↓ ○近時, 本人の判断能力の低下が著しくなっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○判断能力の著しい低下により, 手続支援が必要 ○頻繁に福祉サービスの利用の調整, 訪問支援の必要性が高い ○専門職による後見支援が, 山間地にあり困難 ○同居する長男も支援課題を抱えている ○低所得世帯であり, 家計状況から後見報酬が捻出できない <p>(市社会福祉協議会による法人後見を令和4年6月より開始)</p>
ケース2	<ul style="list-style-type: none"> ○本人は, 認知症高齢者 (80代男性), 単身 ○年金担保借入の償還中 ○家計収支状況を把握できず家賃を滞納, 通帳紛失などもみられた ○地域福祉権利擁護事業を利用 (令和3年8月～) ↓ ○近時, 本人の短期記憶が厳しい状況となっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○近い将来, 福祉サービスの利用契約締結が必要と見込まれる ○特別養護老人ホームへの入所時に単独契約締結が困難 ○親族が遠方・疎遠であり, 支援が望めない ○社協で受任して欲しいと本人から強い要望 (支援の継続要望) <p>(市社会福祉協議会による法人後見を令和4年7月より開始)</p>
ケース3	<ul style="list-style-type: none"> ○本人は, 知的障害を有する (20代男性), 単身 ○父親との関係が悪い ○給与の全てを自分の好きな嗜好品に充当し, 生活費が不足 ○地域福祉権利擁護事業を利用 (平成29年8月～) ↓ ○地域福祉権利擁護事業による支援継続が難しい状況が生じた 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神状態が悪化し, 暴力的な言動が繰り返し行われるようになった ○精神科の入院を要することとなった ○専門職によるバックアップ体制を講じる必要が生じた ○精神科の退院時期に備えて, 地域生活を支えていく関係機関の協力体制を支援会議等を経て改めて方向性を確認 <p>(一般社団法人による法人後見を令和3年12月より開始)</p>

〔3〕京都府社協が担う法人後見推進の役割

市町村社協が法人後見を受任する体制を構築できることが望ましいですが、それぞれの法人組織の体力に差異があることや、専門人材の確保及び養成、財源、取扱ケースの絶対量などの制約も考えられます。

そこで、京都府社協は全府的な法人後見体制の整備を図るため、市町村の状況に応じてきめ細かくバックアップを行う必要があります。具体的には、次の2種類の展開方法が考えられます。

〔A〕京都府社協が法人後見を実施するケース

〔B〕市町村社協（社会福祉法人）が法人後見を実施するケース

〔A〕は、主に京都府町村部を念頭に置いています。京都府社協が法人後見人となりますが、市町村社協（社会福祉法人）は生活支援を中心に役割を分担して実施するものです。

京都府社協は、定期的に市町村社協（社会福祉法人）等に巡回訪問することにより、具体的な支援方針の確認や決定を行います。また、オンラインミーティングを随時、積極的に活用することによりスーパーバイズ体制を構築する必要があります。

また、京都府社協に法人後見委員会（仮称）を設置し、本人の援助の必要性や法人後見の支援方法に関する審査、支援計画の内容の適切さの審査、個別具体的な支援や事務に関し専門相談や助言を得る体制を講じる必要があります。また、後述の通り京都府社協内部のけん制体制として、不正防止をチェックする役割も期待されます。

現在、京都府社協の地域福祉権利擁護事業の契約締結審査会の委員は、医師2人、弁護士1人、司法書士1人、社会福祉士1人となっていますが、将来的に、法人後見委員会（仮称）の委員構成として、当事者団体代表や市民後見人活動者、法人後見実施にかかわる市町村社協や市町村行政、社会福祉法人等の関係者の参画を呼び掛けることを検討し、多様な課題や意見が反映できる仕組みにします。

〔B〕は、さらに、次の①～③に分類でき、それぞれの市町村社協の状況に応じて、京都府社協の後方支援の方法を検討します。

①既に法人後見を実施している市町村社協

②法人後見体制の整備を検討している市町村社協

③法人後見体制の整備に未着手の市部社協

特に、②及び③の市町村社協に対して、当面の措置として京都府社協と市町村社協（社会福祉法人）が共同で法人後見を実施し、将来的に単独移行することが考えられます。

京都府社協は、京都府全域の法人後見体制を整備に積極的な役割を發揮し、京都府内の法人後見業務にかかわる全ての市町村社協（社会福祉法人）の専門員や支援員の養成を行うものとし、研修や事例検討の機会を確保することや、支援マニュアルの整備等を行うものとなります。

なお、京都府社協がこれらの法人後見を実施・推進するためには、京都府社協に必要な職員を配置する必要があります。

〔A〕 京都府社協が法人後見を実施するケース

〔論点〕

- (1) 想定される支援対象者
- (2) 支援内容・方法（概観）
- (3) 京都府社協の役割
 - ・ 法人後見委員会（仮称）の設置
 - ・ 専門相談体制の整備
- (4) 市町村社協（社会福祉法人）の役割、実施に関わる意義
- (5) 京都府社協と町村社協（社会福祉法人）の業務分担
- (6) 不正防止の仕組化

(1) 想定される支援対象者

① 地域福祉権利擁護事業利用者の移行ケース

身寄りのない人の場合をはじめ単独で契約行為を行うのに支障がある方、複合的な生活課題を抱える人、若年層の障害のある方などで長期的な支援が必要な方などが想定されます。専門職後見人等が単独で支援することが難しい場合で、社協が担う法人後見による総合的な支援の必要性が高い方を優先する必要があります。

② 継続して地域生活を希望する人（地域福祉権利擁護事業を利用経験が無い者）

地域生活を希望する人にとっては、同じ地域で暮らす住民の方々の広範な理解や協力が不可欠です。本人が住み慣れた地域で孤独や孤立状況に陥ることなく、人と人のつながりのなかで、安心でき豊かな暮らしの実現を支えます。

③ 本人の判断能力が加齢や疾病等により著しく低下する前に着目した支援

本人の尊厳と自己決定や意思決定が尊重されるためには、判断能力が加齢や疾病等により著しく低下する前からの支援が必要です。法人後見支援と併せて、本人意思を十分に汲み取るための多様な方法を準備することが必要です。

④ 社会福祉施設や病院等で長期入所・入院している人

特に、意思表示が著しく困難な方への支援のあり方とともに、いわゆる「親なき後」の問題への解決策の1つとして期待されています。

社会福祉法人等とケーススタディ等を通して、権利擁護支援につなげられるよう、また、法人後見支援の進め方について、次年度以降に検討を深めるものとします。

具体的なケースへの法人後見受任の可否は、本人の思いや希望を基本に、抱える生活課題と必要とされる支援内容や程度、資産状況、当該市町村社協（社会福祉法人）の体制、地域の実情などを総合的に考慮して、個別・具体的に判断することになります。この場合、市町村における中核機関や多機関・多職種によるチームにより協働、役割分担等が必要です。

また、地域福祉権利擁護事業による支援、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度との併用支援、親族や専門職による後見の可能性等を総合的に探りながら、法人後見による支援を選択肢の1つとして加える視点が大切です。

（２）支援内容・方法（概観）

法律行為（契約）の支援に限らず、地域生活にかかわる本人に必要な日常生活全般について支える体制の構築を目指します。

京都府社協が法人後見人となり、専門職（スーパーバイザー）を配置するとともに、支援内容の全体や管理について責任を持つこととします。

市町村社協（社会福祉法人）は、法人後見専門員及び法人後見支援員を配置して、主に本人の日常的な生活支援を担当するものとして役割分担を行います。特に、複合的な生活課題を抱える方や、家族全体への支援を必要とする世帯などへの支援は、全てを法人後見が自己完結的に支援を実施することに限界があることに留意しつつ、社協の元来のネットワーク力を活かした総合支援の展開を目指すことが大切です。

法人後見は、地域福祉権利擁護事業のみでは一定の法的支援などの限界がある場合に、成年後見制度により認められた権限を有効活用できることにメリットがあります。しかしながら、社協（社会福祉法人）は法的な領域での十分な専門性を有しているわけではありませんので、法律専門職との連携、民事法律扶助等の活用ができる法テラスと積極的に連携を図る必要があります。特に、この法的支援にかかる専門職や関係機関との調整を京都府社協が積極的な役割を發揮することが必要です。

さらに、本人が日常的な生活のなかで、本人の意思や価値観等が表出されるような働きかけを行うことが大切であり、支援のなかの言葉や行動を記録として丁寧に残すことを通して意思決定支援を行うことが必要です。後述のとおり、地域福祉権利擁護事業や法人後見の実施にとどまらず、ライフデザインノートや任意後見制度の活用、死後事務委任契約締結支援の仕組化、遺言書の保管や信託制度の活用などの整備に努めることも大切です。

なお、未成年後見の仕組化は、京都府社協による法人後見事業の実施開始後、令和5年度以降に実施体制の検討を行うものとしします。

(3) 京都府社協の役割

京都府社協が直接法人後見業務を受任する場合は、本会定款の変更を行ったうえで、先述の法人後見委員会（仮称）の設置のほか、関係帳票や契約書類の整備、実施要項や運営要領等規程の整備が必要です。

さらに、京都府社協において、法人後見支援を必要とする生活課題を抱える人への専門対応が可能な職員を配置するとともに、京都府や市町村行政、京都家庭裁判所をはじめとする関係機関、専門職（団体）などとの連携・連絡体制を構築します。

その上で、町村社協（社会福祉法人）との法人後見業務の具体的な役割分担の内容、運営の監督体制の構築を図りながら、具体的な支援を必要とする方のケース選定と受任後のさらなる支援体制の構築が求められます。

さて、介護や福祉サービスの提供機関など社会資源が限られている地域においては、町村社協（社会福祉法人）自らが介護支援や障害福祉サービスの提供主体としての役割を担っている場合が少なくありません。しかし、京都府社協が法人後見人となって福祉サービスの契約を行うことによって、直接的な利益相反問題が生じることを回避できます。

一方、京都府社協が法人後見人となる場合、物理的な距離や時間的な制約が避けられません。日常的な生活支援を行う町村社協（社会福祉法人）との連携が欠かせないところですが、担当町村社協（社会福祉法人）が、金銭管理支援（預貯金の払戻し業務等）などの日常的・定型的支援を実施する場合や、突発的な課題等への対応に備える必要があります。

日常的な金銭管理支援において本人の預金口座からの出金や入金をスムーズに行うことができるよう、キャッシュカードを活用することや、金融機関に対して代理権設定を行う場合に、法人後見人である京都府社協の復代理人（民法 105 条、106 条）として、町村社協（社会福祉法人）を予め選任しておくことが解決策の 1 つとなるものと考えられます。

(4) 町村社協（社会福祉法人）の役割、実施に関わる意義

地域福祉権利擁護事業の実施による権利擁護支援に加えて、町村社協（社会福祉法人）が法人後見の受任体制を講じることによって、住民を支援することが期待されます。

しかし、町村自治体の場合、単独で必要な財源を調達することや、福祉事務所を設置していないことから福祉にかかる専門人材の確保や育成を図ることは大きな困難が伴います。そこで、京都府社協と町村社協（社会福祉法人）が協働・役割分担を積極的に進めることが必要となります。

他方、京都府社協が法人後見を受任する場合でも、住民に身近で暮らしを守る責任を負う町村行政が推進する権利擁護支援の充実が不可欠であり、町村行政が設置する中核機関との連携や協力が欠かせないことは言うまでもありません。

なお、京都府社協との共同体制により、町村社協において一定の支援実績、経験値が積み上げられたときは、町村社協単独での法人後見実施に移行する検討が必要となる場合が考えられます。そのような場合には、京都府社協は当該町村社協のサポートを行い、新たな役割分担など再編成を行うことが必要です。

（５）京都府社協と町村社協（社会福祉法人）の業務分担

概括的には、以下の業務分担を想定できます。

京都府社協は、後見申立支援、家庭裁判所、行政、専門職団体等との連絡調整、後見等の報告業務、困難ケースの調整、財産管理支援等を担うものとします。町村社協（社会福祉法人）は、後見申立支援、後見開始後の日常生活支援、町村行政、家庭裁判所、町村内の福祉関係機関、民生児童委員、住民サポーター等との連絡調整を担当します。

京都府社協は、本人や家族、町村社協（社会福祉法人）、関係機関と十分に協議の上、本人への全体支援計画を作成します。また、計画に基づく進行管理として、定期または随時にモニタリングを行い計画のチェックと必要な見直し等を行うものとします。必要に応じて支援調整会議を招集します。

町村社協は、法人後見を担当する法人後見専門員を配置し、日常的な生活支援計画を作成し進行管理を行います。日常的な金銭管理支援や書類管理、福祉関係機関や医療機関、金融機関等との連絡調整窓口となります。日常的な生活支援は、法人後見支援員（法人後見サポーター）が担当するものとしますが、法人後見専門員は法人後見支援員（法人後見サポーター）に対してアドバイスや指示を行うとともに、法人後見支援員（法人後見サポーター）は法人後見専門員に対し支援結果の報告を行います。また、適宜、法人後見支援員（法人後見サポーター）同士の情報交換の場や研修機会を確保することが必要です。

そして、日常的な生活支援のなかでの変化が生じた場合は、速やかに京都府社協に連絡し、京都府社協は町村社協（社会福祉法人）と協議し対応に向けた具体的な指示を行います。

この他、京都府社協と町村社協の間の詳細な事務分担や経費負担のあり方等は、市町村社協（社会福祉法人）と協議を重ねながら仕組化を図る必要があります。たとえば、被後見人等に緊急事態が生じたとき、特に休日・夜間の対応が問題となります。京都府社協及び町村社協（社会福祉法人）の管理者及び担当者がそれぞれ事前に緊急連絡先となることや対応策を決めておく必要があります。

ただし、全ての緊急対応を社協のみが担うことは、体制上厳しく困難であることから、町村行政（中核機関）や24時間型の福祉サービスの提供を行う社会福祉施設、医療機関（入院先）をはじめとする関係機関の理解と協力、また具体的な支援方法や手順について合意を得ておくことが必要です。

（６）不正防止の仕組化

家庭裁判所に年に１度、後見等の定期的事務報告を行い監督を受けるだけでなく、社協サイドにおいて不正防止の仕組みを予め十分に講じておくことが大切です。

具体的には、町村社協（社会福祉法人）が担当する日常生活支援は、①上述の実務に即した業務管理体制や日常的なチェック体制を講じること、②京都府社協が町村社協（社会福祉法人）に対して定期または随時に実地調査を実施することが必要と考えられます。

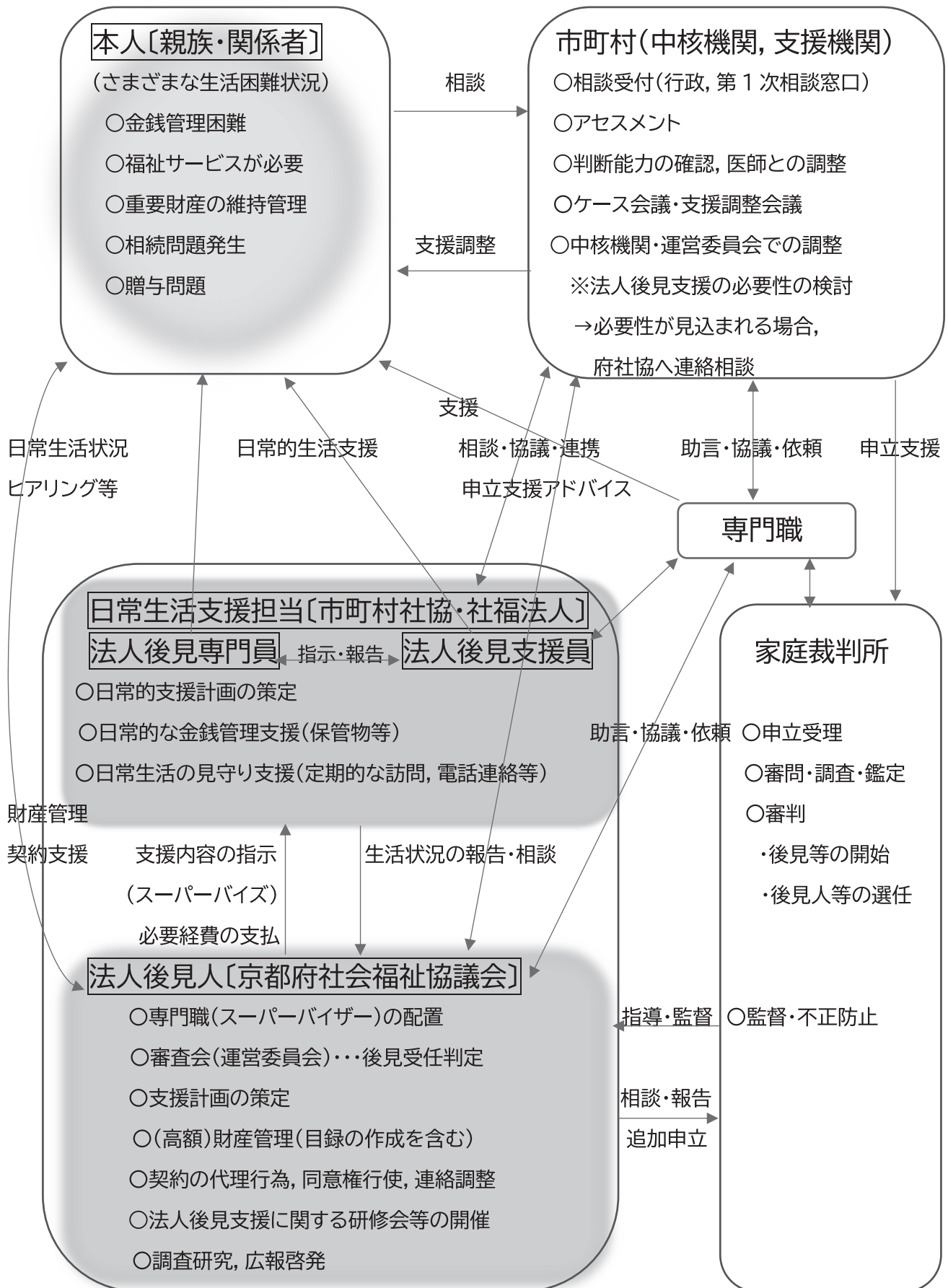
さらに、京都府社協が直接取り扱う法人後見業務の運営や財産管理は、③京都府社協内部のけん制体制を構築することに加えて、④京都府社協が設置する法人後見委員会（仮称）委員による定期または随時のチェック体制を講じることが必要と考えられます。

特に、金銭管理支援や財産管理は、金銭の入出金等の流れを可視化、透明性を確保する日常的な取組が不可欠です。そのため、事務局内部の複数によるチェック体制のほか、日常的な金銭管理支援を含む入出金・払戻にかかる全ての行為について、原則として、本人の依頼書に基づくこととするともに、伝票処理を行い後日に実施する内部監査や裁判所への報告書に反映させるものとします。また、印鑑と通帳の管理方法や社協保管の金庫からの出し入れ時の取扱いは、地域福祉権利擁護事業の仕組みや考え方を準用することとし管理体制を構築します。

なお、法人後見事業の実施の責任体制を明確にするため、家庭裁判所への報告書の作成は京都府社協が行います。

〔参考図表5〕

「京都府社協が市町村社協(社会福祉法人)と協力して担う法人後見」イメージ図



〔B〕市町村社協（社会福祉法人）が法人後見を実施するケース

〔論点〕

（１）京都府社協の役割

- ・ 法人後見未実施市町村社協（社会福祉法人）への後方支援
- ・ 法人後見実施市町村社協（社会福祉法人）への後方支援
- ・ 京都府社協による法人後見監督

（２）不正防止のチェック体制

- ・ 京都府社協による第三者評価を行う取り組みの検討

（１）京都府社協の役割

法人後見未実施の市部社協に対して、関連する情報やノウハウの提供などの立上げ支援を行います。ただし、過渡的な対応として、京都府社協との共同後見を開始し、後日、当該市社協の法人後見実施体制が整った段階で、リレーによる単独後見実施に移行させることなどが考えられます。

法人後見実施市町村社協（社会福祉法人）への後方支援では、法人後見専門員や法人後見支援員（法人後見サポーター）等の養成のための研修や事例検討会の開催、担当職員会議の開催、業務監査への協力などが考えられます。

さらには、虐待等の支援困難事案への公的関与が求められる場合に備えて、専門的に助言できる体制づくりが必要です。

なお、本人に福祉サービスを提供する市町村社協（社会福祉法人）が法人後見人となる場合は、利益相反となる可能性があります。必要に応じて京都府社協が後見監督人を引き受けることが期待されます。

（２）不正防止のチェック体制

裁判所への報告とは別に、法人後見を行う社協（社会福祉法人）において独自の内部監査体制を備えておく必要があります。

この内部監督体制を強化・支援する視点で、法人後見を単独実施する市町村社協（社会福祉法人）が希望する場合、京都府社協が実地調査を行うなど第三者評価を行う取り組みについて検討を行います。併せて、京都府内の標準的な実務マニュアルや様式の整備を行います。